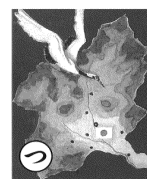




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年2月25日(火) 第9777号

目次

ページ

規則

- 群馬県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童福祉課) 2

告示

- 保安林の指定施業要件の変更(森林保全課) 5
- 保安林の指定施業要件の変更予定(同) 5
- 道路の供用開始(道路管理課) 6
- 同 7

公告

- 都市計画下水道の変更に係る縦覧(下水環境課) 7
- 開発工事の完了(建築課) 7

監査委員公告

- 監査結果の公表 8



「第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者」及び「第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法(明治29年法律第89号)第877条の規定に基づき」に於て「A階層を除去当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯)」

6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(同項第13号に規定する合計所得金額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないものうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。))以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの(2)に掲げる者を除く。

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないものうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

「B階層」に於て「A階層を除去当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯)」に於て「A階層及びD階層を除去当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額がある世帯」

C1	A階層及びD階層を除去当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯)	4,500円
C2	A階層及びD階層を除去当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額がある世帯	6,600円

A階層を除去当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯)

4,500円

「C階層」に於て「前年分の所得税課税世帯」及び「当該年度分の市町村民税の課税世帯」に於て「所得割の」及び「市町村民税所得割の」に於て「15,000円」及び「12,000円」に於て「15,001円」及び「12,001円」に於て「40,000円」及び「30,000円」に於て「40,001円」及び「30,001円」に於て「70,000円」及び「60,000円」に於て「70,001円」及び「60,001円」に於て「183,000円」及び「96,000円」に於て「183,001円」及び「96,001円」に於て「403,000円」及び「189,000円」に於て「403,001円」及び「189,001円」に於て「703,000円」及び「277,000円」に於て「703,001円」及び「277,001円」に於て「1,078,000円」及び「348,000円」に於て「1,078,001円」及び「348,001円」に於て「1,632,000円」及び「465,000円」に於て「1,632,001円」及び「465,001円」に於て「2,303,000円」及び「594,000円」に於て「2,303,001円」及び「594,001円」に於て「3,117,000円」及び「716,000円」に於て「3,117,001円」及び「716,001円」に於て「4,173,000円」及び「864,000円」に於て「4,173,001円」及び「864,001円」に於て「5,334,000円」及び「1,056,000円」に於て「5,334,001円」及び「1,056,001円」に於て「6,674,000円」及び「1,238,000円」に於て「6,674,001円」及び「1,238,001円」に於て「9,000円」に於て「9,001円」に於て「13,500円」に於て「13,500円」に於て「18,700円」に於て「18,700円」に於て「29,000円」に於て「18,700円」に於て「29,000円」に於て「54,200円」に於て「41,200円」に於て「54,200円」に於て「54,200円」に於て「68,700円」に於て「68,700円」に於て「85,000円」に於て「85,000円」に於て「102,900円」に於て「102,900円」に於て「122,500円」に於て「122,500円」に於て「143,800円」に於て「122,500円」に於て「143,800円」に於て「166,600円」に於て「166,600円」に於て「191,200円」に於て「166,600円」に於て「191,200円」に於て「6,674,001円以上」に於て「6,674,001円以上」に於て「支弁額」

D14	6,674,001円以上	支弁額
D15	1,238,001円から1,439,000円まで	支弁額(191,200円を限度とする。)
D15	1,439,001円以上	支弁額

「D14」に於て「前年分の所得税課税世帯」及び「当該年度分の市町村民税の課税世帯」に於て「所得割の」及び「市町村民税所得割の」に於て「15,000円」及び「12,000円」に於て「15,001円」及び「12,001円」に於て「40,000円」及び「30,000円」に於て「40,001円」及び「30,001円」に於て「70,000円」及び「60,000円」に於て「70,001円」及び「60,001円」に於て「183,000円」及び「96,000円」に於て「183,001円」及び「96,001円」に於て「403,000円」及び「189,000円」に於て「403,001円」及び「189,001円」に於て「703,000円」及び「277,000円」に於て「703,001円」及び「277,001円」に於て「1,078,000円」及び「348,000円」に於て「1,078,001円」及び「348,001円」に於て「1,632,000円」及び「465,000円」に於て「1,632,001円」及び「465,001円」に於て「2,303,000円」及び「594,000円」に於て「2,303,001円」及び「594,001円」に於て「3,117,000円」及び「716,000円」に於て「3,117,001円」及び「716,001円」に於て「4,173,000円」及び「864,000円」に於て「4,173,001円」及び「864,001円」に於て「5,334,000円」及び「1,056,000円」に於て「5,334,001円」及び「1,056,001円」に於て「6,674,000円」及び「1,238,000円」に於て「6,674,001円」及び「1,238,001円」に於て「9,000円」に於て「9,001円」に於て「13,500円」に於て「13,500円」に於て「18,700円」に於て「18,700円」に於て「29,000円」に於て「18,700円」に於て「29,000円」に於て「54,200円」に於て「41,200円」に於て「54,200円」に於て「54,200円」に於て「68,700円」に於て「68,700円」に於て「85,000円」に於て「85,000円」に於て「102,900円」に於て「102,900円」に於て「122,500円」に於て「122,500円」に於て「143,800円」に於て「122,500円」に於て「143,800円」に於て「166,600円」に於て「166,600円」に於て「191,200円」に於て「166,600円」に於て「191,200円」に於て「6,674,001円以上」に於て「6,674,001円以上」に於て「支弁額」

2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところ

ころによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者)に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者)に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらない母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

第6条第6項に規定する配偶者のない者で、第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であつて、民法第877条の規定に基づき「児童」に該当する児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であつて小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別記様式第三十五号中「第12条第4項」を「第12条第5項」と改める。  
別記様式第四十二号から別記様式第四十四号までの規定中

「**【里父の欄】**」

を  
「**【里親の欄】**」

に改める。  
別記様式第四十五号中

「**里父**」

を  
「**里親**」

に改める。  
別記様式第八十八号、別記様式第八十九号及び別記様式第九十一号中「自立援助ホム名」を「事業所の名称」と改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第二及び別表第三の規定は、令和元年七月一日から適用する。

3 この規則の施行の際現に改正前の群馬県児童福祉法施行細則の規定により提出され、又は交付されている書類は、改正後の同規則の相当規定により提出され、又は交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の群馬県児童福祉法施行細則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 みどり市（次の図に示す部分に限る。）
    - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (ア) 主伐は、択伐による。
        - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
  - 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 みどり市（次の図に示す部分に限る。）
    - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
    - (3) 変更後の指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
みどり市（次の図に示す部分に限る。）
        - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
        - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及びみどり市役所に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 太田市（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 太田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 太田市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第48号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県藤岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

群馬県知事 山本 一太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	462号	藤岡市坂原字梁瀬1470番の3地先から同市同字同1457番の2地先まで	令和2年2月27日 午前11時

◎群馬県告示第49号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
県道	南新井前橋線	北群馬郡吉岡町大字陣場109番地先から前橋市池端町字屋敷小路80番地先まで	令和2年2月27日 午前10時

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、館林都市計画下水道（明和公共下水道）の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定によりその関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画下水道 明和公共下水道
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年1月30日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部下水環境課及び明和町都市建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年2月25日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1163-4	邑楽郡邑楽町大字狸塚919番地1 カーサマリィA101 齋藤翔太
2	邑楽郡明和町大輪1855-5、1855-6	埼玉県熊谷市美土里町一丁目82番地 サンヒルズ山田301 田島秀
3	北群馬郡吉岡町大字上野田字夫婦石2131-1、2131-4、3471-2、3472-2、34	北群馬郡吉岡町大字上野田3471番地 社会福祉法人薫英会 理事長 大林裕子

	73-2、3474-1、3475-1、3476-1、3470-1、3471-1、3472-1、3473-1 (第1工区) 北群馬郡吉岡町大字上野田字夫婦石2131-1、2131-4、3471-2、3472-2、3473-2、3474-1、3475-1、3476-1	
4	安中市安中二丁目字町北2953-1、2960-1、2960-5、2961-1、2963、2964-3	石川県白山市松本町2512番地 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

**■ 監査委員公告**

◎監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年2月25日

群馬県監査委員 丸山幸男  
同 林章

群馬県職員措置請求監査結果

第1 主文

本件措置請求を棄却する。

第2 請求人

群馬県安中市野殿980番地  
小川 賢

第3 請求書の提出

令和元年12月24日

第4 請求の内容

1 請求の要旨

2019年4月7日執行の群馬県議会議員選挙において、南波和憲(以下「元議員」という。)の親族の公職選挙法違反(事後買収)(以下「本件公選法違反」という。)の有罪が確定したにもかかわらず、群馬県選挙管理委員会は、元議員の選挙公営のために支出した公費の返還を元議員に求めようとしていない。

本件公選法違反で連座制の適用を受けた元議員の得票数は、当然にゼロとみなされることになり、よって、法定得票数に満たないため、選挙公営の適用外となる。

ところが、群馬県選挙管理委員会は、返還請求の必要性を認めようとしておらず、法令順守の義務を放棄しており、道義的責任も感じていないため、元議員の選挙公営に係る支出を巡り群馬県には計207万6293円(以下「本件選挙公営費」という。)の損害が発生している。

よって、監査委員におかれては、群馬県選挙管理委員会に対して、本件選挙公営費を元議員から返還させるなど、群馬県の被った損害を補填するための必要な措置をとるよう求められたい。

2 事実証明書(各事実証明書の表題は、措置請求書における請求人の記載をそのまま使用した。)

(1) 事実証明書1 自動車の借入れ(群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用



等の公営に関する条例第4条第2号イ)

(2) 事実証明書2 運転手の雇用(群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第4条第2号ハ)

(3) 事実証明書3 ポスター作成公営費(群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第7条)

## 第5 監査委員の除斥

本件措置請求の審理に当たり、中島篤監査委員及び安孫子哲監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。)第199条の2の規定により監査に加わらないこととなった。

## 第6 請求の受理

本件措置請求は、地自法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年1月8日に受理を決定した。

## 第7 監査の実施

### 1 監査対象事項

群馬県議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙公営費の返還について

### 2 監査対象機関

群馬県選挙管理委員会(以下「県選管」という。)

### 3 請求人の陳述及び証拠提出

令和2年1月27日、地自法第242条第6項の規定により、請求人の陳述を聴取した。また、新たな証拠の提出はなかった。

### 4 監査の実施

令和2年1月27日、監査対象機関に対し、監査委員による対面監査を行った。また、これに先立ち監査委員事務局職員による事務ヒアリングを行った。

## 第8 監査の結果

### 1 監査対象機関の主張及び説明

#### (1) 選挙公営費の目的について

金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)により定められている制度であり、国又は地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動費用を負担するものである。

本件選挙においては、選挙運動用の自動車の使用、ポスター及びビラの作成並びにはがきの郵送に係る費用が対象となっている。

#### (2) 選挙公営費の概要について

ア 選挙運動用の自動車の使用、ポスター及びビラの作成に係る支出の流れについて

(ア) 事前 立候補予定者と自動車の使用(借入れ、運転手の雇用、燃料代)、ポスター及びビラの作成を行う業者(以下「契約業者」という。)との間で、契約を締結

(イ) 告示日 候補者が県選管に対し、契約締結を届け出るとともに、その確認を申請  
県選管が当該契約内容を確認し、確認書を交付  
候補者から契約業者に確認書を提出

(ウ) 適宜 候補者が作成した証明書を契約業者に提出

(エ) 選挙後 契約業者から県選管に費用を請求。県選管から契約業者に支払

イ 選挙運動用のはがき郵送料金に係る支出の流れについて

- (ア) 立候補受付後、県選管から候補者に選挙運動用通常葉書差出票を交付
- (イ) 候補者が当該差出票とともに作成したはがきを指定された郵便局に提出
- (ウ) 郵便局がはがきを配達
- (エ) 日本郵便株式会社から県選管に郵送料金を請求
- (オ) 県選管から日本郵便株式会社に支払

ウ 選挙公営費の基準限度額について

選挙運動用のはがきの郵送料は全国一律であるが、選挙運動用の自動車の使用、ポスター及びビラの作成に係る費用の基準限度額については、国政選挙に関しては公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）で、地方選挙に関しては各地方公共団体の条例で定められている。

エ 選挙公営費の公費負担対象外について

選挙運動用のはがきの郵送料については、地方選挙に関しても条例でなく公選法第142条第5項の規定により無料とされているが、選挙運動用の自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に係る費用について、群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年群馬県条例第7号。以下「条例」という。）第2条ただし書（第7条及び第11条において準用する場合を含む。）の規定により、候補者の得票数が供託物没収点に満たない場合は、公費負担の対象ではない。

(3) 本件公選法違反及び本件選挙公営費の経緯について

年月日	内容
平成31年2月26日	本件選挙の立候補予定者等説明会 (選挙公営を含む各種書類、様式等を立候補予定者に配付)
適 宜	立候補予定者がそれぞれ契約業者との公費負担対象となる契約を締結 選挙運動用ビラ及びポスターの作成開始
同 年 3月29日	本件選挙の告示日(立候補届出日) (選挙公営対象契約の確認手続等)
同 年 3月29日 ～4月6日	選挙運動期間 (選挙運動用自動車の使用(借入れ、運転手の雇用、燃料代)) (選挙運動用通常はがきの送付(郵便局に持込み))
同 年 4月7日	本件選挙の選挙期日
同 年 4月8日	選挙会(各候補者の得票数が確定し、選挙公営の対象者が確定)
令和元年 5月9日	県選管が日本郵便株式会社から本件選挙に係るはがき郵送料金の請求書を收受
同 年 5月21日	県選管が契約業者から元県議の本件選挙公営費(はがき郵送料金以外)の請求書を收受
同 年 5月24日	元県議の辞職(県議会による承認)
同 年 5月27日	本件選挙に係るはがき郵送料金の支出
同 年 6月12日	元県議の本件選挙公営費(はがき郵送料金以外)の支出
同 年 7月22日	公選法違反(事後買収)で元県議の妻が在宅起訴を受ける

同 年 9 月 6 日	元県議の妻に有罪判決（懲役1年・執行猶予4年）
同 年 9 月 2 1 日	上記有罪判決確定
同 年 1 0 月 1 1 日	東京高等検察庁が連座訴訟を提起
同 年 1 2 月 1 8 日	連座判決
令和2年 1 月 7 日	連座判決確定 （確定日から5年間、群馬県議会議員選挙吾妻郡選挙区から立候補禁止）

## (4) 請求人の主張に対する見解について

ア 本件公選法違反で連座制の適用を受けた元議員の得票数は当然にゼロとみなされ、法定得票数に満たないため、選挙公営の適用外となるという主張について

連座判決の効力は、公職の候補者等の当選の無効と5年間の群馬県議会議員選挙吾妻郡選挙区での立候補禁止とされている（公選法第251条の2第1項）。当該公職の候補者等の得票数は、その後の当選無効の影響を受けるものでない。

また、公選法第251条の5の規定により、連座制の当選無効等の効力は、連座訴訟の判決が確定したときに生ずるとされている。

なお、本件公選法違反に関わる連座訴訟は、訴え提起前に元県議が辞職しているため、当選の無効については当該訴訟の対象となっておらず、5年間の立候補禁止のみを求めたものになっている。

イ 県選管は、法令順守の義務を放棄し、道義的責任を感じておらず、本件選挙公営費の返還を求めるべきであるという主張について

選挙公営の制度は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段及び立候補者に認められた権利であり、参政権の一部である被選挙権を実質的に保障するための制度の一つといえる。県選管がこれを恣意的に扱い、法令で定められた枠を越えた制裁を公職の候補者等に強制することは許されない。

また、請求人の求める行為は、県選管の権限及び裁量の範囲を逸脱したものであり、道義的責任の発生する余地はない。

## (5) その他

ア 本件公選法違反と本件選挙公営費の関係について

本件選挙公営費の請求自体が過大、架空など違法なものであった場合には、当然に契約業者等に対し不当利得金の返還を求めることとなるが、本件公選法違反は、選挙公営の対象となる選挙運動用の自動車の使用、ポスター及びビラの作成並びにはがきの郵送とは無関係な違反行為（契約業者ではない者への金品の提供）である。

イ 元議員に対する返還請求について

選挙公営制度の適用を受けるかどうかは候補者の判断によるものであるが、既に適法に契約業者等から本件選挙公営費を請求され、支払が完了しているため、元議員に対し返還請求することは法的根拠がない。

## 2 事実関係の確認

## (1) 支出事務について

本件選挙公営費に係る支出事務については、公選法及び条例等により、適正に行われていた。

## (2) 返還規定について

公選法や条例に公選法違反で連座制の適用を受けた議員に対する選挙公営費について、返還請求できる規

定はなかった。

(3) 返還請求について

元議員に対して、本件選挙公営費の返還請求はしていなかった。

第9 監査委員の判断

本件措置請求において、請求人は、元議員の選挙公営に係る支出を巡り群馬県には計207万6293円の損害が発生しており、本件公選法違反による連座制の適用を受けた元議員から本件選挙公営費を返還させるなど、県選管に対し、群馬県の被った損害を補填するための必要な措置をとるよう求めている。

しかしながら、地自法第242条に規定する住民監査請求は、その対象とされる事項につき、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実に限定されている。

したがって、本件選挙公営費の返還措置を講じるためには、本件選挙公営費の支出が過大、架空等による違法若しくは不当な公金の支出であるか、返還請求権を有しているにもかかわらず、当該返還請求権を行使していないという財産の管理を怠る事実に当たらなければならない。

これらについて、監査委員は次のとおり判断した。

(1) 違法若しくは不当な公金の支出について

本件選挙公営費の支出について、平成31年4月7日に本件選挙が執行され、それに伴う事務手続きは、公選法及び条例等により、必要な要件を具備していることを確認した上で適正に執行されており、違法性及び不当性は認められない。

(2) 財産の管理を怠る事実について

条例第2条ただし書(第7条及び第11条において準用する場合を含む。)の規定により、選挙公営費の公費負担の除外対象は、選挙運動用の自動車の使用、ビラ及びポスターの作成に係る費用について、候補者の得票数が供託物没収点に満たない場合である。

これを本件についてみるに、請求人は、本件公選法違反で連座制の適用を受けた元議員の得票数は当然にゼロとみなされ、法定得票数に満たないため、選挙公営の適用外となるという主張をする。

しかしながら、連座判決の効力は、公選法第251条の2第1項の規定により、公職の候補者等の当選の無効と5年間の選挙区での立候補禁止に限定されており、元議員の得票数は、その後の当選無効の影響を受けるものでない。そもそも本件公選法違反による制裁は、公民権の停止に限定されており、本件選挙公営費とは連動しているわけではないから、選挙公営の適用外になるという請求人の主張は採用できない。

そして、公費負担された選挙公営費について、公選法及び条例には、公選法違反で連座制の適用を受けた議員に対する選挙公営費を返還請求できる規定はない。そうすると、本件選挙公営費について、返還請求権は発生する余地がなく、当該返還請求権を有しない以上、住民監査請求上の財産の管理を怠る事実は認められない。

以上のとおりであるから、元議員に本件選挙公営費の返還を求めるといふ請求人の主張は失当である。

よって、請求人の主張は理由がなく、これを棄却する。

以上

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---